

平成 27 年度税制改正について

千葉県

1. 法人事業税（外形標準課税適用法人）

（1）法人事業税の税率改正

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）に係る法人事業税の所得割の税率が引下げられるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）の法人事業税に占める割合が2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大されます。

[法人事業税の税率]

法人の種類	所得等の区分		税率%	
			平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人 地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 [資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く)]	所得割	年400万円以下の所得	1.6	0.9
		年400万を超え年800万以下の所得	2.3	1.4
		年800万を超える所得	3.1	1.9
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得		
		付加価値割	0.72	0.96
	資本割	0.3	0.4	

（2）付加価値割における所得拡大促進税制の導入

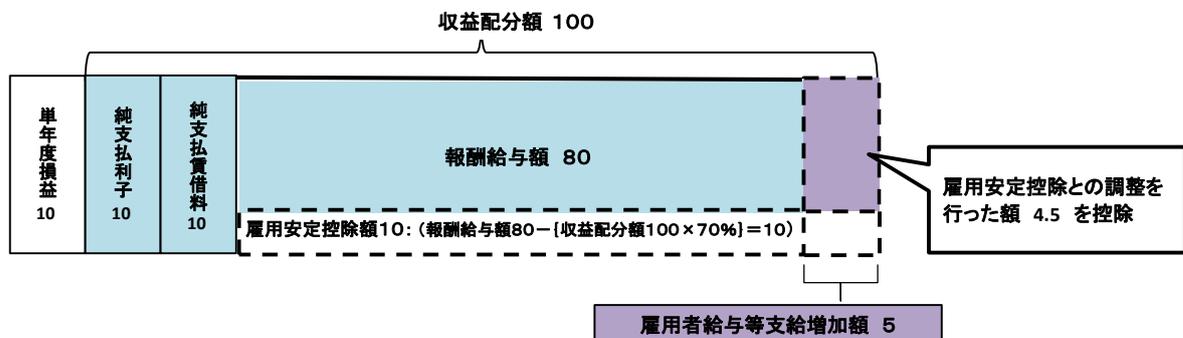
平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額（注1）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が次に掲げる割合以上（注2）であるとき（注3の要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額に、雇用安定控除等を反映した額を付加価値割の課税標準額から控除することができます。

（注1） 雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額
 なお、国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例によります。

（注2）

事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%以上
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%以上
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%以上

（注3） イ 雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）
 ロ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額（前事業年度の平均給与等支給額）



所得拡大促進税制控除額:

$$\text{雇用者給与等支給増加額 } 5 \times \left[\left\{ \frac{\text{収益配分額 } 100 - \text{雇用者安定控除額 } 10}{100} \right\} \div \frac{\text{収益配分額 } 100}{100} \right] = 4.5$$

(3) 法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下（付加価値額が40億円未満）の法人について、2年間に限り、負担増となった税額の一部を軽減する経過措置が講じられます。

①要件

事業年度	事業税額
H27.4.1~H28.3.31の間に開始する事業年度	H27.3.31現在の税率を適用した事業税額A < 基準法人事業税額B
H28.4.1~H29.3.31の間に開始する事業年度	H28.3.31現在の税率を適用した事業税額A” < 基準法人事業税額B”

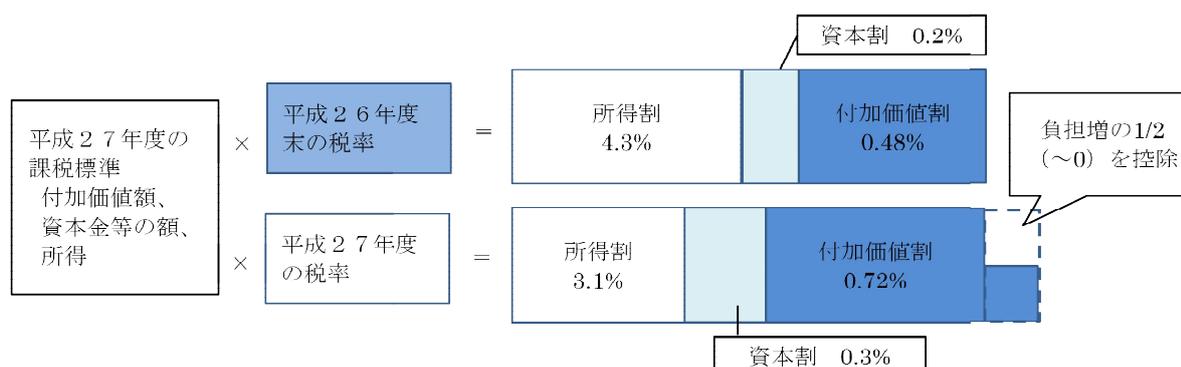
基準法人事業税額・・・当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

②負担軽減措置(事業年度月数が12月の場合)

付加価値額	30億円以下	30億円超40億円未満
控除額※	基準法人事業税額超過額の2分の1に相当する金額 $(B - A) \times 1/2$ $(B'' - A'') \times 1/2$	基準法人事業税額超過額に40億円から付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額 $(B - A) \times (40\text{億円} - \text{付加価値額}) \div 20\text{億円}$ $(B'' - A'') \times (40\text{億円} - \text{付加価値額}) \div 20\text{億円}$

※控除額については100円未満切り上げ

(平成27年度の例)



(4) 資本割の課税標準の見直し

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とします。

※ 資本金等の額と資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額との比較による算定については、「3. 法人県民税均等割(税率区分の基準となる「資本金等の額」)」と同様の改正です。

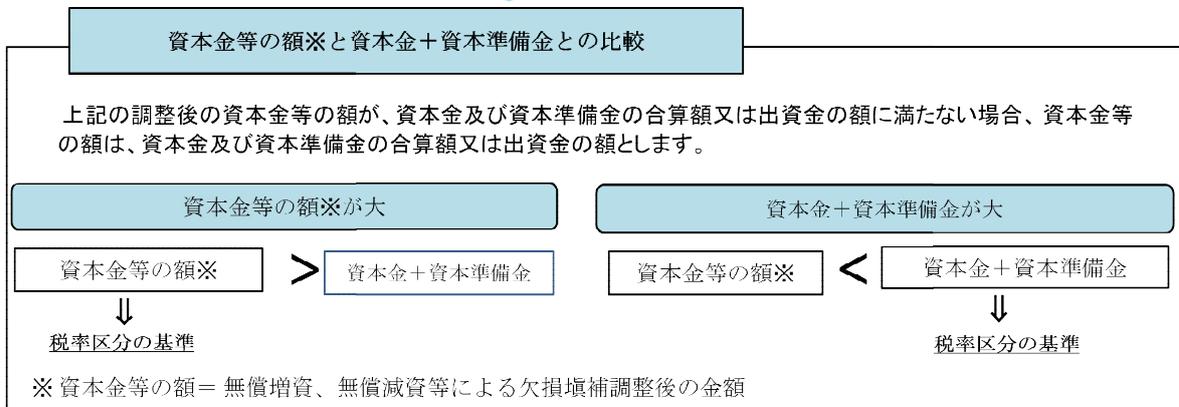
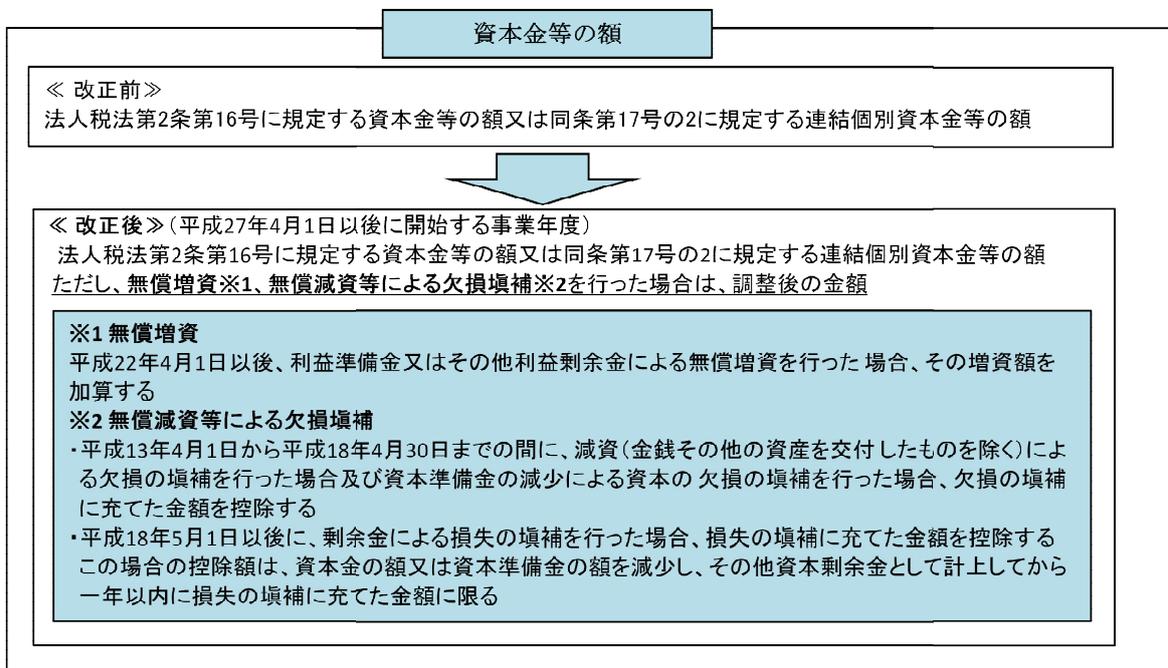
2. 地方法人特別税(外形標準課税適用法人)

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)に係る地方法人特別税の税率が以下のとおりとなります。

課税標準	税率(%)	
	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の法人事業税所得割額	93.5	152.6

3. 法人県民税均等割（税率区分の基準となる「資本金等の額」）

法人県民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講じるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とします。



本件に対する問合せ⇒各県税事務所 法人担当まで

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>

2015. 7